

水道料金納期

納付書での支払いは、11月30日(木)までです。支払いが困難な人は、支払滞りに関して相談してください。

家庭児童支援員募集

子育て応援室 ☎9129

家庭での子どもの養育・児童虐待など、児童福祉に関する各種相談や訪問・助言指導などを行う家庭児童支援員を募集します。

勤務場所 家庭児童相談室（山崎本社 みんなのあいプラザ 子育て応援室）

勤務時間 8時30分～17時15分（閉庁日を除く）

採用期間 令和5年1月1日(日)～3月31日(金)（年度更新）

報酬 月額約23万6000円

募集人数 1人

応募資格 普通自動車の運転免許を持ち、次のいずれかの条件に該当する人。

・児童福祉に関する相談・指導業務または各種相談業務に従事した経験のある人

・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保育士、幼稚園教諭、教員免許、保健師などの資格を有する人

※記録などでパソコン操作が業務で必要です

応募方法 市ホームページにある登録申込書を持参または郵送で次へ。

〒738-8512（住所不要）

廿日市市子育て応援室

Table with 3 columns: とき, 時間 (予定), ところ. Lists dates and locations for various services.

※宛名の横に朱書きで「家庭児童支援員応募」と記入
選考方法 書類選考後、個別面接（該当者に連絡）
応募締切 11月30日(水)17時（必着）

市役所や市民センターなどに、マイナンバーカードの申請をサポートする臨時窓口を開設します。
臨時窓口では、申請書の書き方の説明や、申請に必要な顔写真の無料撮影など、交付申請に必要な手続きをお手伝いします。

マイナンバーカード
サポーター臨時窓口開設
初めのマイナンバーカード申請をお手伝いします！

マイナンバーカード
休日・夜間臨時窓口
市役所や市民センターなどに、マイナンバーカードの申請をサポートする臨時窓口を開設します。

とき 11月5日(土)、12月3日(土)
受付時間 9時～17時（12時～13時を除く）の間で1時間10人ずつ（先着順）
※写真撮影もします（予約制）
※カードの受け取りには、申請から1カ月半程度かかります
●【休日】申請・受け取り・電子証明書の更新などの臨時窓口（予約制）
●【夜間】受け取り・電子証明書の更新などの臨時窓口（予約制）
とき 11月17日(木)、22日(火)
受付時間 17時30分～19時35分

令和4年就業構造基本調査 調査票の回答はお済みですか

デジタル改革推進課 ☎9122

既に回答がお済みの世帯の皆さまには、調査にご協力いただきありがとうございます。

この調査は「統計法」という法律に基づく、回答義務のある国の重要な統計調査です。

調査書類を受け取った世帯で、まだ回答がお済みでない場合は、至急、調査票を郵送にて提出してください。

佐伯・吉和・宮島地域の 固定資産税の課税免除

課税課 ☎9116

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の対象区域で、事業などの用に供する設備を取得、製作または建設し、一定の要件を満たす場合には、固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。

対象区域 佐伯地域、吉和地域、宮島地域

対象業種 宮島地域

製造業

情報サービス業など

農林水産物などの販売業

旅館業（下宿営業を除く）

対象資産

・家屋（建物および附属設備のうち、直接事業に供するもの）
・土地（当該家屋の敷地である土地で、かつ、取得日の翌日から起算して1年以内に課税免除対象となる建物の建設着手があった場合に限り）
・償却資産（機械・装置に限る）

免除期間 固定資産税を課される最初の年度以降3年度分

免除要件

・事業用資産（家屋および償却資産）の新設または増設した設備などの取得価額の合計額が500万円以上
・資本金の額が5千万円超の製造業および旅館業である法人は取得価額の合計額が1千万円または2千万円以上の新設・増設のみ
・取得価額は、圧縮記帳の適用後の金額で判定
・所得税または法人税で、青色申告を行っていること
・設備などの取得後、廿日市市長から産業進興促進事項に適合した旨の確認を受けていること

申告期限 毎年1月31日
提出書類
・固定資産税課税免除申告書
・青色申告書の写し
・産業振興機械等の取得等に係る確認申請書（市長が確認したもの）など
詳しくは市ホームページを確認してください。

納期限 11月30日(木)
国民健康保険税5期、介護保険料5期、後期高齢者医療保険料5期、留守家庭児童会利用料11月、市営住宅使用料11月、市営住宅駐車場使用料11月、社会福祉施設入所者負担金10月

住宅に対する減額措置

課税課 ☎9116

家屋の改修工事を行うと、翌年度の固定資産税（家屋）が減額される場合があります。減額を受けるには申告が必要です。対象となる要件、減額される範囲、減額額など、詳しくは市ホームページを確認してください。
●耐震改修 昭和57年1月1日以前に建てられ、令和6年3月31日までにを行った耐震基準に適合する改修工事
●バリアフリー改修 新築された日から10年以上経過し、65歳以上の人、要介護・要支援認定者、障がい者が住んでいる住宅（賃貸を除く）で、令和6年3月31日までにを行った、手すりの取り付け、床段差解消、浴室・便所改良などの改修工事
●省エネ改修 平成26年4月1日

福祉・介護
NHK放送受信料の減免
障害福祉課 ☎9152
次の条件を満たす場合、申請をすると、申請月から受信料が減免されます。
全額免除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていて、世帯全員が市民税非課税の場合

人権に関する相談

人権・男女共同推進課 ☎9136

人権擁護委員が人権に関する相談に応じます（相談無料、秘密厳守）。
とき・ところ
①12月1日(木)10時～15時・津田市民センター・大野支所
②12月4日(日)10時～15時・宮内市民センター、佐方市民センター
③12月5日(月)13時～16時・宮島福祉センター
④12月12日(月)10時～15時・吉和福祉センター

お出かけは マスク戸締り火の用心
(令和4年度全国統一防火標語)
消防本部予防課 ☎9232
市では、令和4年1月～9月に、12件の火災が発生しています。全国的に火災による死傷者の約8割が建物火災により発生しており、住宅火災による死者の約7割が高齢者で、死者の約半数が逃げ遅れです。
これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節を迎えます。次のポイントに注意しましょう。
・寝たばこは絶対しない
・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
・こんろを使うときは火のそばを離れない
・逃げ遅れを防ぐために「住宅用火災警報器」を設置する
・寝具やカーテンなどには防炎品を使用する
・日ごろから隣近所との協力体制をつくる

●広島法務局の人権相談
みんなの人権110番 ☎0570(003)110
人権に関する困りごとなど
子どもの人権110番 ☎0120(007)110
いじめ、虐待、子育てなど子どもの人権
女性の人権ホットライン ☎0570(070)810
夫やパートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなど女性の人権

開設日時 月・金曜日(祝・休日を除く) 8時30分～17時15分
問い合わせ 人権擁護委員協議会 ☎2165(火・金曜日 9時～16時)

半額免除

世帯主で受信契約者が、視覚障がい・聴覚障がい、1級・2級の身体障害者手帳、A・Aの療育手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている場合
申請に必要なもの 受信契約者の印鑑（ゴム製不可）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
※全額免除を申請する場合、令和4年1月2日以降に廿日市市に転入した世帯員がいるときは、令和4年1月1日に居住していた市町村が発行した所得課税証明書が必要ですが、申請先 山崎本社 みんなのあいプラザ3階障害福祉課、各支所福祉担当

広報はつかいちの読者アンケートにご協力ください
プロモーション戦略課 ☎9121
より親しまれる広報紙を作成するため広報はつかいちに関する読者アンケートを実施します。広報紙への思いを届けてみませんか。
全部で7問、3分程度で回答できます。回答は、二次元コードのアンケートフォームから。
市役所税制収納課 ☎9111